

平成 29 年度
第 4 回新居浜市地域包括支援センター運営協議会
次 第

＜日 時＞ 平成 30 年 3 月 14 日（水）

14 : 00 ~ 15 : 30

＜場 所＞ 市役所 3 階 応接会議室

1 開 会

2 議 題

- (1) 平成 30 年度新規事業について(報告)
- (2) 平成 30 年度協力機関の体制について(提案)
- (3) 職員の採用・配置基準等について(報告)
- (4) 平成 30 年度予算について(報告)
- (5) 生活支援体制整備事業 第 1 層協議体(報告)
- (6) 認知症初期集中支援チーム検討委員会(報告)
- (7) その他

3 閉 会

1 介護予防・日常生活支援総合事業

(1) 栄養改善個別指導事業費

- ・背景 … 既存の事業にリハビリを目的として訪問型のものはあるが、栄養改善・指導を目的とした訪問型事業がなかった
- ・目的 …
 - ・食生活を見直し栄養状態を改善することで、食生活の自立を図り、要介護状態になることを予防する。
 - ・食べる楽しみを持ち続けることで、食を通じて生活の質を維持向上させる。
- ・内容 …
 - ・総合事業の訪問型サービス短期集中Cのモデル事業に位置づけて実施
 - ・対象者は、要支援認定者・事業対象者の中から、これまでの配食事業利用者中栄養改善を目的としていた人、プラン上個別の栄養指導が必要とされる人、地域ケア会議で食生活に課題がみつき個別の指導が必要とされた人等のうち調理行為を含めて食生活の自立見込める利用希望者
 - ・利用希望者1人について、6カ月程度の栄養改善プログラムを実施。主に管理栄養士の訪問による個別指導の予定。指導内容は栄養診断、個別指導計画作成、栄養指導、評価、終了後モニタリング等を行い、栄養指導には対象者の病歴や症状、状態に応じて適切と思われる指導用の特別食の弁当を活用。弁当代は市が200円補助。
- ・体制 … 介護予防係で実施。管理栄養士を臨時職員で募集
- ・他 … 本事業開始により従来の配食事業は廃止となる

(2) 地域リハビリテーション活動支援事業

- ・背景 … 平成27年度制度改正で介護予防事業の新規メニューとして追加
平成29年度政策懇談会提言により事業採択
- ・目的 … リハビリテーション専門職等を活用して、各種介護予防事業等のアセスメント方法と共通評価基準を定め、評価基準に基づき一貫性のある効果的な事業実施、事業改善を行う。
- ・内容 … 専門職による各事業への助言指導、訪問指導等と、次の年度ごとの事業
 - ・30年度 介護予防評価基準作成
 - ・31年度 PPK体操バージョンアップ
 - ・32年度 市民体操指導士養成
 - ・33年度～ 市民体操指導士養成継続、評価に基づく継続的事業改善
- ・体制 …
 - ・委託、報償費、報酬費、臨時雇用等の方法により実施者を確保する
- ・他 … 各介護予防事業が単体としての実施で終わるのではなく、相互に関連付けられ総合的に介護予防効果が向上する体系づくりを目指す

2 包括的支援事業

(1) 在宅医療・介護連携推進事業

- ・背景 … 超高齢化の進展に伴い多死社会の到来が予測される中、社会保障改革により病床数の削減が予定され、医療・介護が在宅にシフトしてくることになる。
- ・目的 … 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、医療・介護のシームレスな体制づくりを目指す。
- ・体制 … 医療・介護・行政関係者による新居浜市在宅医療・介護連携推進協議会協議会に部会を置き具体的協議を進める。協議会委員以外も参加できる。事務局は地域包括支援センター、新居浜市医師会がブランチ協議会要綱案は次頁参照

- ・協議会構成 (予定)
 - 医 療 … 新居浜市医師会
新居浜市歯科医師会
愛媛県薬剤師会新居浜支部
愛媛県リハビリテーション専門職協会
 - 介 護 … 東予地区老人福祉施設協議会
新居浜市介護支援専門員連絡協議会
新居浜市訪問介護事業所職員連絡会
訪問看護事業所
 - 行 政 … 県・長寿介護課
県・西条保健所
市・福祉部
市・保健センター
市・消防本部
市・介護福祉課
市・地域包括支援センター

- ・役員(予定者)
 - 会 長 … 新居浜市医師会 知元 正行
 - 副会長 … 新居浜市介護支援専門員連絡協議会 岸 治代
新居浜市 福祉部長 白石 亘

- ・内容 … 制度の8項目を30年度中にすべて手掛ける
入退院・日常療養・急変時・看取りなどの場面に応じ課題を協議
社会資源公開ツールを30年度中に稼働
- ・他 … 1/31 設立準備会
4/18 第1回協議会
7/26 研修会、講師：国立長寿医療センター 三浦久幸

新居浜市在宅医療・介護連携推進協議会設置要綱（案）

（設置）

第1条 医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、包括的かつ継続的な在宅医療と介護サービスを提供する体制構築に係る方策等を協議するため、新居浜市在宅医療・介護連携推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

（協議事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- （1） 地域における医療及び介護に関するサービス資源の把握
- （2） 地域における在宅医療及び在宅介護の提供に必要な当該提供に携わる者その他の関係者の連携（第5号及び8号において「在宅医療・介護連携」という。）に関する課題の抽出及び対応策の検討
- （3） 切れ目のない在宅医療及び在宅介護の提供体制の構築推進
- （4） 医療関係者及び介護サービス事業者その他の関係者（第6号において「医療・介護関係者」という。）の情報共有の支援
- （5） 在宅医療・介護連携に関する相談支援
- （6） 医療・介護関係者の研修
- （7） 地域住民への普及啓発
- （8） 在宅医療・介護連携に関する関係市町との連携

（委員）

第3条 協議会の委員は20人以内とする。

2 協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

- （1） 地域医療にかかわる関係団体に所属する者
- （2） 介護サービス及び介護予防サービスにかかわる関係団体に所属する者
- （3） 愛媛県及び新居浜市の関係部署の職員
- （4） その他市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第4条 協議会に、会長1人、副会長2人を置き、委員が互選する。

2 会長、副会長は前条第2項に規定する者（第4号に規定する者を除く）のうちからそれぞれ選出する。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、副会長がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、会長が召集する。

- 2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(代理出席)

第6条 委員は、やむを得ない事情により協議会の会議に出席できないときは、代理者を出席させることができる。

- 2 代理者は、委員と同一の機関に属する者で委員が指名する者とする。
- 3 第1項の代理者は、委員とみなす。

(部会)

第7条 協議会は、個々の課題の検討を行うため、部会を置くことができる。

- 2 部会の設置および検討課題は、会長が協議会の会議に諮って定める。
- 3 部会は、会長が指名する委員、その代理者、有識者又はその他会長が必要と認める医療・介護関係者をもって構成する。
- 4 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員が互選する。
- 5 部会は、課題を協議し、その結果を協議会に報告する。
- 6 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、あらかじめその指名する当該部門に属する委員が、その職務を代理する。

(事務局)

第8条 協議会の事務局は、新居浜市地域包括支援センターに置く。

(その他の事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

1 組織機構改革 — 新系の設置

平成 29 年度	平成 30 年度	主な担当業務（例）
包括支援係	相談支援係	総合相談業務・ブランチ支援 地域ケアネットワーク推進協議会 権利擁護・虐待 在宅医療・介護連携推進事業 認知症総合支援事業 (地域ケア会議・事例検討)
介護予防係	ケアマネジメント係	予防給付ケアマネジメント 総合事業ケアマネジメント 給付管理業務 包括的継続的ケアマネジメント支援事業 (地域ケア会議・マネジメント支援)
	介護予防係	一般高齢者介護予防事業 シルバーボランティア推進事業 健康長寿地域拠点づくり事業 地域リハビリテーション活動支援事業 生活支援体制整備事業 栄養改善個別指導事業

2 職種の新設

① 会計年度職員

平成 32 年度より公務員制度として新設

- ・ フルタイム職員 … 旧臨時職員（臨時的業務除く）
他市運用のような常勤嘱託職員（法根拠不明）
- ・ パートタイム職員 … 旧非常勤職員

② 包括支援専門員（臨時職員）

- ・ 32 年度設置のフルタイム会計年度職員の前倒し実施の位置づけで新設
- ・ 30 年 4 月採用予定で募集中（市政だより 3 月号参照）
- ・ 現行非常勤職員と同額の時間給の常勤職

※ 「任期付き職員」の運用は当面見込めず

3 資格者・人員の考え方（29年度業務量ベースでの移行例）

① 資格者状況（係別）

（ ）は常勤換算

		資格・職	29末	30末	31末	目標	
相談支援係	保健師	正 規	2(2.00)	2(2.00)	2(2.00)	2(2.00)	
		非常勤	1(0.75)	1(0.75)	1(0.75)		
		非(準)	1(0.75)	1(0.75)	1(0.75)		
		専門員				2(2.00)	
	社福士	正規(準)	2(2.00)	1(1.00)			
		非常勤	4(3.00)	2(1.50)	2(1.50)		
		専門員		3(3.00)	3(3.00)	4(4.00)	
	主任 CM	非常勤	欠 1(0.75)	1(0.75)			
専門員				1(1.00)	3(3.00)		
CM	非常勤	2(1.50)	1(0.75)	1(0.75)			
事務・他	正 規		1(1.00)	2(2.00)	2(2.00)		
ケア マネジメント 係	保健師	正 規	1(1.00)			1(1.00)	
		非常勤	1(0.75)	1(0.75)	1(0.75)		
		専門員				1(1.00)	
	社福士	非常勤	1(0.75)	1(0.75)	1(0.75)		
		専門員				1(1.00)	
	主任 CM	正 規		1(1.00)	1(1.00)		
		非常勤	3(2.25)	1(0.75)			
		専門員		2(2.00)	3(3.00)	3(3.00)	
CM	非常勤	7(5.25)	7(5.25)	7(5.25)	7(5.25)		
給付	その他	臨 時	1(1.00)	1(1.00)			
介護予防係	保健師	正 規	2(2.00)	3(3.00)	3(3.00)	3(3.00)	
		主任 CM	正 規	1(1.00)			
	看護師	非常勤	1(0.75)	1(0.75)	1(0.75)	1(0.75)	
		事務	正 規	1(1.00)	1(1.00)	1(1.00)	1(1.00)
	体制 整備	社福士	専門員		1(1.00)	1(1.00)	1(1.00)
		事務	非常勤	5(3.75)	4(3.00)	4(3.00)	4(3.00)
	シルバー-V	事務	臨 時	1(1.00)			
	その他	事務	臨 時	1(1.00)	1(1.00)	1(1.00)	1(1.00)
総職員数			39(32.25)	38(32.75)	37(32.25)	37(34.00)	
3職種数(準じる者含む)			19(16.25)	21(19.00)	20(18.50)	21(18.00)	
介護予防事業を除く3職種数			16(13.25)	18(16.00)	17(15.50)	18(18.00)	

② 資格者状況（3職種数資格別）

資格	職等	29末	30末	31末	目標
保 健 師	正 規	5(5.00)	5(5.00)	5(5.00)	6(6.00)
	非常勤	2(1.50)	2(1.50)	2(1.50)	
	準じる者	1(0.75)	1(0.75)	1(0.75)	
	専門員				3(3.00)
社会福祉士	正 規(準じる者)	2(2.00)	1(1.00)		
	非常勤	5(3.75)	3(2.25)	3(2.25)	
	専門員		4(4.00)	4(4.00)	6(6.00)
主任ケアマネ	正 規	1(1.00)	1(1.00)	1(1.00)	
	非常勤	3(2.25)	2(1.50)		
	専門員		2(2.00)	4(4.00)	6(6.00)
3職種数(準じる者含む)		19(16.25)	21(19.00)	20(18.50)	21(18.00)
介護予防事業を除く3職種数		16(13.25)	18(16.00)	17(15.50)	18(18.00)

1 一般会計

<歳入>

(単位 千円)

科目	内容	H29年度	H30年度	差額
諸収入	介護予防プラン作成料	87,894	68,824	▲ 19,070
一般財源	一般財源	2,925	3,185	260
合	計	90,819	72,009	▲ 18,810

<歳出>

(単位 千円)

事業	内容	H29年度	H30年度	差額
予防給付ケアプラン作成事業費	非常勤(8)・臨時職員人件費(10人)、システムリース料、介護予防ケアプラン作成委託料、介護予防パンフレット作成費	90,819	72,009	▲ 18,810
合	計	90,819	72,009	▲ 18,810

2 介護保険事業特別会計

<歳出>

(単位 千円)

事業	内容	H29年度	H30年度	差額
介護予防・生活支援サービス事業		27,608	41,763	14,155
介護予防ケアマネジメント費	非常勤職員人件費(4人)、介護予防ケアマネジメント業務委託料、総合事業パンフレット作成費	27,608	41,763	14,155
介護予防事業		37,532	43,050	5,518
介護予防一般高齢者施策事業費	介護予防教室開催委託料、介護予防啓発パンフレット等作成費、地域リハビリテーション活動支援事業謝金等	22,457	22,082	▲ 375
シルバーボランティア推進事業費	臨時職員人件費(1人)、ボランティア報酬、講習会講師謝礼、ボランティア保険料、介護予防リーダー養成研修費	3,906	3,288	▲ 618
【新】栄養改善個別指導事業費	臨時職員人件費(1人)、配食サービス委託料		2,672	2,672
【新】地域リハビリテーション活動支援事業費	介護予防事業評価基準作成費、訪問指導報酬、研修費		1,369	1,369
健康長寿地域拠点づくり事業費	事業者委託料、講師謝金、拠点づくり事業交付金 デイサービスえびすや業務委託料	11,169	13,639	2,470
包括的支援事業		113,090	133,999	20,909
地域包括支援センター管理事業費	人件費(正規8人、非常勤9人)、車両管理費(1台)、協力機関業務・地域ネットワーク推進協議会・認怱 [®] の各委託料(9か所)	107,137	111,818	4,681
総合相談権利擁護事業費	研修費、講師謝金、権利擁護啓発パンフレット作成費	339	69	▲ 270
包括的継続的ケアマネジメント支援事業費	ケアマネジメント指導研修費、地域ケア会議助言者謝金、研修費、在宅医療介護連携講師謝金等	1,122	835	▲ 287
認知症高齢者地域支え合い事業費	認サポ講座費用、研修費、認知症初期集中支援チームの委託料・報償費等	4,492	3,375	▲ 1,117
認知症高齢者地域支え合い事業補助金	地域SOSネットワーク活動の補助金	650	567	▲ 83
【新】在宅医療・介護連携推進事業費	情報公開ツール導入委託料、ランチ委託料、講演会行使謝金、研修費、タブレット使用料		4,788	4,788
健康長寿コーディネーター配置事業費	非常勤職員人件費(1層1名、2層4名)、コーディネーター活動費、生活支援体制整備研修費	12,394	12,547	153
任意事業		2,669	2,069	▲ 600
介護相談員派遣事業費	介護相談員活動報償費、研修費	2,144	2,069	▲ 75
高齢者の楽しみづくりと産直市活性化事業費	業務委託料(新居浜市協働事業市民提案事業で採択され、地域包括支援センターが担当することとなった事業)	525		▲ 525
合	計	193,943	220,881	26,938

地域支援事業

平成 29 年度第 3 回 新居浜市生活支援体制整備事業第 1 層協議体

1 多喜浜校区モデル事業より

① モデル事業を実施しての多喜浜校区の意見

- ・ 過去の地域づくり系事業の失敗を繰り返さないようにしてほしい。地域まかせで終わらないでほしい。
⇒ 継続して取り組みで、包括も協議体のメンバー。ただし主体は地域である。

② 他校区への展開への注意点

- 校区や校区内エリアにより、状況・経緯・背景・想いが異なる。
- 校区の状況に応じた多様な形態が提示でき、協議体の形式を選択できるように工夫する。
- 助け合いの必要性については理解していただけるが、毎回確認して始めないと市への要望の話になりがちである。
- 現状からだけでは悲観的な要素に目が向きがちになる。
- 困りごとを多角的にみることで互助についての話し合いは可能である。

2 各校区への呼びかけ

2 から 3 月期の各校区の地域ケアネットワーク推進協議会で、今後の第 2 層協議体設置に向けた呼びかけを行っている。

母体	特徴
支部社協	これまでの支部活動を元にでき議論が円滑となる一方で、構成員に社協会員でないものを含む場合の工夫が必要である
ケアネット (公民館など)	構成としてはもっとも協議体に近い。ただし開催回数に難あり。 運営審議会のメンバーがそのまま構成員にふさわしいと地域が判断した場合に、運営審議会とは別の場として設置する
地域の組織	連合自治会の福祉・高齢者部門等が中心となり議論が開始されている場合などは協議体に近い場と考えることができる。
一般募集	大規模校区や既存母体の新規負担が困難な校区で、広く学習会参加者を呼びかけ賛同者で組織していく

場のタイプ	場の作り方
包含型	母体の会議の議題の一部として時間を区切って場を設定する
分離型	母体の会議日時とは別に場を設定する。
縮小型	母体のメンバーより選出し、母体会議後や別日に場を設定する。
拡張型	母体メンバーや縮小型メンバーに他の参加者を加えて設定する。